

東南アジア貿易マトリクス

— ECAFE, *Foreign Trade Statistics of Asia and the Far East, 1962* の検討 —

まえがき

東南アジア貿易マトリクスの作成に当研究所がはじめて着手したのは1960年にさかのぼる。その成果は *Asian Trade Statistics 1956~58* として刊行された。しかしこの作業は資料の源泉を国連発行の *Commodity Trade Statistics* に求めた結果、先進国の対アジア諸国輸出の数字をアジア諸国側の輸入と読みかえ、同じく輸入をもって輸出と読みかえらるといった手段をとらざるをえなかった。したがってまた、この成果の発表形式が貿易マトリクスの形をしているにもかかわらず、東南アジア諸国の貿易相手国としては先進国しか登場してこない憾みがあった。また作業の方法として人間の手による転記、計算によったため、相当の誤植を免れなかったのである。

以上のような欠陥があったにもかかわらず、この刊行物は当時の緊急な需要に応えるものとして歓迎せられ、さらにこれらの欠陥を克服した本格的な作業へ発展する道をひらいたものであった。かくして1959年以降はアジア諸国の原統計書を資料源とし、電子計算機を用いる本格的な編さん作業が開始せられ、1960年、61年、62年とこの作業は積み重ねられ、現在では1951年から1965年に至る長期の時系列マトリクス作成の作業が進められるにいたっている。

さて貿易統計に関するこのような本格的加工作業は、国連のような機関において総合的に全世界を対象として行なわれることがもっとも効率的であることは言をまたない。これをアジア地域についていうならば、ECAFE（アジア極東経済委員会）がこの種仕事の担い手としてもっとも適当であろうことは、当研究所の作業の当初から論議されたところであった。

このため、研究所は積極的にECAFEと接触を行ない、われわれの現在までの作業期間を通じて2回もECAFE担当官の来所をみた結果、今般1962年についてECAFE地域の貿易マトリクスがECAFEの手によって発行される運びにいたった。以下紹介する *Foreign Trade Statistics of Asia and the Far East, 1962* (ECAFE), 875 p. がこれである。先般ECAFE担当官は直接これを携行し

て当所に3回目の訪問を行ない、これが検討と批判を求め来られた。その際多くの意見交換が行なわれ、今後の作業発展方向についても討議がなされたのであるが、統計書の検討批判は、それが表の形式とか使いやすさなどの項目に止まるかぎりには、単にレイ・アウトのテクニック以外何事もない程度にすぎず、あらたまって検討結果を発表するほどのこともない。さればとて、もし内容までたちいたるとすれば、あらたに当該統計書を編さんに等しい労力を必要とする。幸か不幸か1962年貿易マトリクスについては、ECAFEの作業が完成しない事態をおそれて、当所における作業も独自に行なわれていたので、内容に関しても両者を比較検討する便宜が得られることとなった。

ここでふり返って、ECAFEの作業を可能ならしめた要素として、国連における貿易統計センター設立との関連につき一言しておきたい。さきに述べたように、貿易統計の総合的かつグローバルな加工編さんは、国連のやるべき仕事であり、しかもそれは、電子計算機を用いる近代的な作業方式で行なわれるべきだとの考えは、第11回国連統計委員会において勧告として採択され、第12回統計委員会までに専門家会議による数次の検討を経て、第13回統計委員会に至って1962年に関する若干のテスト作業の成果と、1963年以降における本格的作業の開始が報告されるにいたった。ECAFEの今回のマトリクス作業は上記テスト作業の一環として行なわれたものであり、したがって今後の継続性については、国連の貿易統計センターの活躍が期待されるかぎりには、まずまちがいないものとみてよからうと考えられるのである。

さて、ECAFEの作業は次のようにして行なわれた。ECAFE諸国からの原資料は磁気テープ、パンチ・カードなどの形で国連に送られ、そこで統一フォームに加工されECAFEに供給される手はずであり、ECAFEはこれを用いて貿易マトリクスを作成することになっていた。しかし以下の諸国は印刷物あるいは、印刷用の原稿のままの形でしかデータを提供しなかったため、これらはECAFEによりパンチ・カードに作られ、そして国連に送付されたのである。それらの国は、南ベトナム、カ

ンゴジア、セイロン、サラワク、サバ、ビルマ、ラオス、ブルネイの8カ国である。

各国から直接国連に送られた磁気テープやカードがどのようなものであったかはわれわれの知る由もないし、またECAFEとしても、それに対してはなんらの責任のもちようもない。しかしECAFEが自らパンチを行なった国については、その結果に対しECAFEに責任がある。したがって、われわれが以下行なう検討の範囲についてはECAFEの責任範囲にある8カ国をもって検討の対象とすることにした。

以上のような観点から、われわれは主として表示された統計数字が原資料にどれだけ忠実であるか、定義範囲などについて原資料とどれだけのがちをみせているかを検討してみた。その結果は以下に詳述するところであるが、結論的にみれば、各国の原資料のミス进行处理するに当たって、原資料に忠実にということをもどくように理解するか——各国に照会して訂正を求めることが非礼にして、かつ現実に不可能であるかぎり——がもっとも問題となるところのようである。

余談になるが、ここで1次統計における統計の誤差と、2次統計におけるそれとについてわれわれの見解を付しておきたい。1次統計とは、いうまでもなく、いわゆるオリジナルな統計をいい、2次統計はこれを加工編さんしたものをいうのであるが、もともと統計数字は、末尾の1けたにいたるまで完全に真実を表わすものではありえない。机上の捏造にかかるものは別としても、正規の統計調査に基づいてなされた結果であっても相当の誤差を含むことは免れない。統計調査に基づかない第二義的統計、いわゆる業務統計についてもこのことは同様である。オリジナルな統計におけるこのような誤差が何によって生じ、またその誤差の程度がどのくらいかということは、統計利用者にとって常に問題とされることである、大きな課題を形成する。ここではそれはひとまずおくとするが、その誤差はしばしばわれわれの想像以上のものがあることは指摘しておくべきであろう。2次統計はこのような誤差を含む1次統計から加工作成されるものであるかぎり、原資料の有する誤差を当然にひきついでることとなる。しかし2次統計にはそれだけでなく、往々にしてももっとも簡単な誤差、すなわち転記のミスがあることを避けられないのである。ある人はこれについて、オリジナル統計の誤差からみれば、転記のミスなどはオリジナルに含まれる誤差の範囲内にすぎないという。また転記のミスを発見し訂正する労力は結果の向上度に比

してむだであるという見解もある。手作業による2次統計の作成についてみれば理解できない意見ではない。おそらくは、経験者であればだれしも完全な2次統計は手作業では不可能と考えられるであろう。しかもなおわれわれは2次統計の編さん者に対しては、このようなミスの存在を許すことはできないと考える。ただし、1次統計が成るに当たって費やされた無数の労力を、たとえそれが結果において相当の誤差を含んでいるにせよ、なんらの理由もなく、単なる不注意で、流布力の強い2次統計がこれをふみにじることは許さるべきではない。われわれがここに重箱の隅をほじくするような検討結果をあえて提出するのは、権威ある2次統計として今後流布せらるべきECAFEの貿易マトリクスに対し、その編さんにあくまで慎重であってほしいと望み、かつまた、われわれ自身の自戒の資としたかったからである。

I 比較の方法

以下の説明は、当研究所で製表ずみの *Asian Trade Statistics, 1962* (以下Aという)と ECAFE, U. N., *Foreign Trade Statistics of Asia and the Far East, 1962* (以下Eという)とアジア各国の貿易統計原本、1962年(以下原本という)の三つの貿易統計数字を輸出入別に総額で比較し、検討した結果に基づくものである。ただし、Eは1000 U. S. ドル表示となっているので、為替換算率(E自身が用いたもの)を用いて各国通貨単位に表示し直し、原本およびAと比較可能なようにした。

以上のような手続きでこれら8カ国について、原本、A、Eおのおのによる輸出入別の総額を一覧表にしたものが第1表である。

この3者のくい違い、すなわち第1表の原本-A、A-E欄の数字を次のような順序で検討する。

(i) 原本とAの差を生じた原因の解明

Aは原本をもとにして当研究所でパンチ・カードを作成したものである。この両者のくい違いの原因ははっきりとつきとめることができる。あとでみるように、この差は相当に説得的な理由に基づくものであることがわかる。

(ii) AとEとのくい違いについての検討

ここでは原本とEとの関係がそれほど明らかにされていない。したがって、またAとEとのくい違いについての決定的な理由は解明できないが、一つの手がかりとして若干の検討がなされる。Eを直接原本と比較しなかったのは、(1)原本には後述するように計算の

第1表

国名	通単	貨位	原 本	ア ジ 研 (A)	E C A F E (E)	原本-A	A-E
ベトナム	輸出	1,000 ピ アストル	1,981,333	1,981,262	1,981,210	71	131
			9,259,189	9,259,179	9,257,955	10	1,224
カンボジア	輸出	リエル	1,902,594,592	1,902,594,592	1,902,495,000	0	99,592
			3,582,850,038	3,582,850,018	3,582,635,000	20	215,018
セイロン	輸出	ルピー	1,766,063,286	1,764,936,755	1,766,782,954	1,126,531	- 1,846,377
			42,357,898	11,402,874		30,955,024	
	再輸出	1,808,421,184	1,776,339,629		32,081,555		
	再輸出	1,659,574,890	1,659,669,988	1,659,699,860	- 95,098	- 29,872	
サラワク	輸出	マラヤ・ ドル	295,229,603	289,579,666	295,208,962	5,649,937	- 5,629,296
			111,966,674	111,891,547		75,127	
	再輸出	407,196,277	401,471,213		5,725,064		
	再輸出	400,645,018	397,297,513	397,268,824	3,347,505	28,689	
サバ	輸出	マラヤ・ ドル	234,729,154	232,332,686	234,711,358	2,396,468	- 2,378,672
			238,884,944	237,256,266	238,231,508	1,628,678	- 975,242
ビルマ	輸出	キャット	1,256,745,440	1,257,746,120	1,257,963,254	- 1,000,680	- 217,134
			3,497,578	3,497,538		40	
	再輸出	1,260,243,018	1,261,243,658		- 1,000,640		
	再輸出	1,041,992,893	1,041,243,408	1,041,263,682	758,485	- 20,274	
ラオス	輸出	キップ	61,992,600	61,992,600	62,064,000	0	- 71,400
			1,929,617,756	1,929,617,756	1,929,600,000	0	17,756
ブルネイ	輸出	ブルネイ ・ドル	194,657,752	194,657,752	194,642,868	0	14,884
			4,603,632	4,580,219		23,413	
	再輸出	199,261,384	199,237,971		23,413		
	再輸出	49,104,827	48,646,694	48,642,351	458,133	4,343	

ミスが含まれており、それを訂正したAのほうがむしろ比較の底本としてはよいと考えられたこと、(2)商品分類において、Aは原本の分類と、SITC, R. への変換を行なったものと両者を有しているのに対し、Eは、SITC, R. へ変換したものしか持っていないので原本との比較に不便であり、Aを橋渡しに使う必要があるため——の二つの理由によるものである。

II 原本とAとの差の説明

原本とAの間に差が生じた理由には、大別すると次の三つがある。

(i) 貿易統計除外品目の取扱いの相違による差

これはAがSITC, Revisedによって編集されているので、Aがいわゆる除外品目を含まないのに対し、原本がこれを含んでいる場合に生じてくるものが主である。たとえば、通貨、金などの取引はSITCでは除外されている。この理由だけに着目すれば、数字はつね

に原本>Aの関係になるはずのものである。

(ii) 原本の下位分類の集計が原本に表示してあるtotalと一致しないために生ずる差

原本自体にこのような不一致がある場合、単なる印刷上の誤植によってそうなっていると考えられる場合と、下位分類の中で「その他」に当たる部分を記載せず、totalにだけそれを含めている場合の二つがある。具体的には両者とも商品別相手国別の貿易統計について最終品目別相手国別の数字を合計したものがその品目のtotalと一致しない場合とか、最終品目をたし上げてもその上位分類に一致しない場合などがこれにあたる。このような場合には、Aでは最終品目別相手国別の数字（以下detailと呼ぶ）を一応妥当なものと考え、その上位分類を電子計算機でつみ上げ集計してあるために原本とAでは差が生じてくることになる。このときA>原本、A<原本の両方の場合がある。

(iii) その他の理由による差

これはおもに原本の印刷不明瞭のために生じたと思われるものである。

原本とAにくい違いが生じたおもな理由は以上の三つに大別することができるが、以下各国別に詳しくこれを説明する。

(1) ベトナム

輸出総額における原本とAの差71(1000ピアストル)は、原本品目11-51のところでは上記(ii)の現象が生じており、その結果原本のほうが71だけ多くなっているためである。また輸入総額における10も同様、品目13-42のところ(ii)の現象が生じているためである(以下、差の大きさを 原本-A として記すので、マイナスのときは原本<Aを意味する)。

(2) カンボジア

輸入総額20リエルの差は、品目110103で(ii)が生じているためである。

(3) ラオス

輸出入とも一致している。

(4) セイロン

輸出総額で112万6531ルピーの差が出ている。その内訳はつぎのとおり。

	品目コード	差 (ルピー)
(i) の理由で	93102	1,809,179
(ii) の理由で	07201	- 2
	0740101	499
	0740102	-49
	29206	5,000
	2310120	- 1
	4120701	- 18,000
	4130201	36,000
	67301	- 8,000
	89921	1,891
	93102	14
	4	- 700,000
	計	1,126,531

再輸出、総額で3095万5024ルピーの差が生じている。

その内訳はつぎのとおり。

(i) の理由で	93102	30,934,023
(ii) の理由で	68502	- 38
	6560999	- 1
	7161311	21,040
	計	30,955,024

輸入、総額で- 9万5098ルピーの差、その内訳はつぎ

のとおり。

(ii) の理由で

0220203	- 1,000
0540219	100
0750104	- 8,181
0990999	200
5990202	40,000
5990999	- 6,000
6510304	90
6540199	1,000
6550402	- 50,000
6550910	- 60
6620201	- 300,000
6990730	- 4,894
6991299	- 2,000
6991301	- 3,000
6991801	- 3
6992199	60,000
6992907	2,000
6992914	- 10,000
7130102	3,000
7150201	10
7140202	- 50
7160702	- 2
7161103	1,999
7161304	- 4
7161399	180,000
71614	- 900
8410101	500
8920702	40
8920905	- 8,305
8991399	80
8991599	- 5
8999999	- 210
0	6,849
3	- 7,597
6	185,986
7	2,990
8	9,578
9	- 187,309
計	- 95,098

(5) サラワク

輸出、総額で564万9937マラヤ・ドルの差、内訳はつぎのとおり。

資料

	品目コード	差 (マラヤ・ドル)
(i)の理由で	932012	5,649,937
	計	5,649,937
再輸出, 総額で7万5127マラヤ・ドルの差, 内訳はつぎのとおり。		
(i)の理由で	932013	75,127
	計	75,127
輸入, 総額で334万7505マラヤ・ドルの差, 内訳はつぎのとおり。		
(i)の理由で	999001	106,150
	999003	3,210,431
	999004	14,422
	999005	16,502
	計	3,347,505

(6) サバ
輸出, 総額で239万6468マラヤ・ドルの差, 内訳はつぎのとおり。

	品目コード	差 (マラヤ・ドル)
(i)の理由で	931020	627,706
	932011	1,105,435
	932012	90,246
	932013	279,108
	932019	293,973
	計	2,396,468

輸入, 総額で162万8678マラヤ・ドルの差, 内訳はつぎのとおり。

(i)の理由で	931020	880,984
	932013	37,921
	932019	74,154
	999 B1	577,769
	999 B2	57,850
	計	1,628,678

(7) ビルマ
輸出, 総額で-100万0680キャッツの差, 内訳はつぎのとおり。

	品目コード	差 (キャッツ)
(ii)の理由で	631010	- 1,000,000
	892099	- 680
	計	- 1,000,680

再輸出, 総額で40キャッツの差, 内訳はつぎのとおり。

(ii)の理由で	8	45
	G. T. で	- 5

	計	40
輸入, 総額で75万8485キャッツの差, 内訳はつぎのとおり。		
(i)の理由で War Office Disposal	758,485	
	計	758,485

(8) ブルネイ
輸出, 差なし。
再輸出, 総額で2万3413マラヤ・ドルの差, 内訳はつぎのとおり。

	品目コード	差 (マラヤ・ドル)
(i)の理由で	932013	23,413
	計	23,413
輸入, 総額で45万8133マラヤ・ドルの差, 内訳はつぎのとおり。		

(i)の理由で	999001	110,000
	999003	276,600
	999004	69,530
	999006	2,000
(iii)の理由で	9	3
	計	458,133

以上, 各国別に第1表の 原本-A 欄の数字の内容を検討し, それの生じきたった原因を明らかにした。原因としては除外品目取扱いの態度の差, すなわち全体としてのカバレージの差によるものが大きく, 次に計算誤差とみられるものが特にセイロンに目だつて多い。

III AとEとの差の解明への手がかかり

第1表 A-E 欄にみられるような差が生じた原因は次の四つの側面から検討してみる必要があるだろう。すなわち, (i) AとEに原資料のちがいがあかどうか, つまりAは前述のように原本をもとにして計算誤差の修正やカバレージの修正などをほどこしたものであるけれども, EもAで使用したと同じ原本をもとにして作成されたものかどうかという点である。

つぎに, かりにEもAと同じ原本を基本としているにしても, (ii) AとEは異なった原則によって原本を修正しているのではないかという点, (iii) また, 先にみたように, 原本自体における不統一をEにおいてもAがしたように説得的な方法で修正したかどうかの点, (iv) さらにEにおけるまるめの誤差をどこまで評価するか, といった諸点についての検討が必要である。

Eの上記の諸点についての情報が完全でないので十分

な検討を行なうことができないのは遺憾であるが、次にできるだけ検討を行ない、さらに今後の検討の手がかりとしたい。

まず(i)の点に関しては、前記8カ国についてはAが用いたと同じ原資料(publications)をECAFEでパンチ・カードに作成し、それを国連に送付し、国連で磁気テープに読みこんだうえ必要な処理がなされたことが明らかにされている。(ii)については、各国別にEの定義(Eの前文の翻訳)をもとにして、AとEのくい違いの生じた原因を追究してみる。その際原因(iii)、(iv)についても言及することとする。

(1) ベトナム

Eの定義

(i) 領土；関税地域は政治的な領土と一致している。すなわち、南ベトナムと南山嶽地方(Pays Montagnards du Sud)と北緯17度線の南にある中部ベトナムの一部を意味する。

(ii) 評価；輸入はc. i. f. 取引価額、輸出はf. o. b. 取引価額。

(iii) とくに含めたもの；輸入では金の輸入、外国援助計画によって受け入れた物資、輸出では、外国船に供給された燃料および船用品。

Aの定義もこれと一致している。AとEとのくい違いは、輸出総額で131千ピアストル、輸入総額で1224千ピアストルで、これらはEにおけるまるめの誤差の範囲内にある。。しかしながら、まるめの誤差範囲にかくれてしまっはいるが原本自体に計算ミスとおもわれる不統一があり、Eにおいてこれがいかに処理されているか明らかでない。

(2) カンボジア

Eの定義

(i) 評価；輸入はc. i. f. 取引価額、輸出はf. o. b. 取引価額。輸入は原産国主義によっているので、表によっては「カンボジアからカンボジアへの輸入」という場合が生じている。普通には再輸入に格付けられるべきものであろうが、このようなケースのおもな品目は、73 鉄鋼、39 プラスチック製品、49 製図用文房具(コードはカンボジア商品分類による)である。

カンボジアについてもA、Eの定義に特別の相違はない。輸出総額における両者の差9万9592リエルはまるめの誤差の範囲内にあるが、輸入総額での差21万5018リエルはまるめの誤差の範囲外にあり、その原因はまったく不明である。

(3) ラオス

Eの定義

(i) 評価；輸入はラオス国境でのc. i. f.、ただしモーター用燃料はサイゴン渡しc. i. f. 評価。金額は税関での評価によっており、評価の方法についてそれ以上のことはわからない。

(ii) カバレッジ；タイ、カンボジア、南北ベトナムと陸続きなので、輸出入数字は実際よりも過少となっている。とくに、メコン川をはさんだタイとの国境で登録されないで取引される商品が相当ある。

Aの定義もこれと一致しており、両者のくい違い(輸出総額で7万1400キップおよび輸入総額で1万7756キップ)はまるめの誤差の範囲内にある。

(4) セイロン

Eの定義

(i) 領土；マルディヴ諸島を除く。

(ii) 評価；輸入はc. i. f. 取引価額、輸出は実際の取引価額あるいは取引価額に近いf. o. b. 評価。

(iii) とくに含めたもの；外国船に供給された燃料および船用品、貸与兵器、軍余剩物資の購入、中古の船舶および航空機。

(iv) とくに除いたもの；借用兵器、政府の外国援助、船舶の修繕および補修。

セイロンについては、上記(iii)の「外国船に供給された燃料および船用品」は、Aでは除外されている。その結果、輸出でEは180万9179ルピー多くなり、残りの差3万7198ルピーはまるめの誤差の範囲内である。輸入での差-2万9872ルピーもまるめの誤差の範囲内にある。

しかし、前述のようにセイロンでは原本自体の中に計算のミスと思われる矛盾があり、EでもこれをAと同様に処理したかどうかは明らかでなく、その差がまるめの誤差の範囲内ではあっても、単にまるめの誤差だけかどうかはわからない。

(5) サラワク

Eの定義

(i) カバレッジ；漁場から直接入港したマラヤの漁船から陸上げされた魚は輸入には含まれない。船舶および航空機の取引はすべて輸出入に含まれる。外国船に供給された燃料および船用品はすべて輸出に含まれている。税関で課税対象となる旅行者の携行品および家具は輸出入に含まれる。サラワクの重要産業の一つにブルネイ産の原油の精製があるが、この地域の石油輸出の統計を作るためにサラワクおよびブルネイを一

資 料

地域として石油輸出の統計を集計するときには、重複勘定しないように注意する必要がある。

(イ) のうち「外国船に供給された燃料および船用品」の輸出564万9937マラヤ・ドルは、Aでは除外されている。その残りの差2万0641マラヤ・ドルはまるめの誤差と考えられる。また、輸入ではEとAの定義は一致しており、差2万8689マラヤ・ドルはまるめの誤差と考えてよいだろう。

(6) サバ

Eの定義

(イ) 関税地域；ラブアン自由港を含む。

(ロ) カバレッジ；船舶および航空機の取引はすべて輸出入に含まれる。船用品および燃料の輸出は、四半期別の統計には含まれているが、年計の統計では除かれている。また、旅行者の携行品、商品見本などの臨時輸出入は統計に含まれている。

(ハ) については、Aではこれらを除いている。さらに、Aでは原本における輸出、品目コード931020, Special transactions, personal effects and samples, 金額62万7706マラヤ・ドル, 輸入、品目コード931020, (同上), 金額88万0984マラヤ・ドルをそれぞれ除外している。その結果、輸出239万6468マラヤ・ドル, 輸入99万3059マラヤ・ドルの差が生じるわけである。残りの差、輸出1万7796, 輸入1万7817マラヤ・ドルは、それぞれまるめの誤差と考えてよいだろう。

(7) ビルマ

Eの定義

(イ) 評価；輸入はc. i. f. 取引価額, 輸出はおおむねf. o. b. 取引価額。戦後においては、米、米製品およびチーク材の輸出には公定レート評価がなされている。金額はあとになって、より厳密な取引価額に修正されることになっている。

(ロ) とくに含めたもの；外国船に供給された燃料および船用品。

(ハ) とくに除いたもの；政府勘定による兵器および軍需品の輸入。

輸出、上記(ロ)のようにEではShipstores 119万1866キャッツを含んでいるのに、Aではこれを除外している。それで、このShipstoresを除いた数字での両者のくい違いは97万4732キャッツとなる。この差はまるめの誤差の範囲外にあると思われる。いまもしEにおいては、原本の計算誤差その他の不統一をAのような方法で修正しなかったものと仮定してみると(前述のようにAでは100万

0680の修正をしている)、両者のくい違いは100万0680-97万4732=2万5948キャッツとなり、これは明らかにまるめの誤差の範囲にはいる。このような仮定を設けなければ、両者のくい違いの説明は現在のところつかない。

輸入では、E、AともにWar Office Disposal 75万8485キャッツを除外しており、両者のくい違い-2万0274キャッツはまるめの誤差の範囲内にある。

(8) ブルネイ

Eの定義

(イ) 評価；輸入c. i. f., 輸出f. o. b.

(ロ) とくに含めたもの；外国の船舶および航空機に供給された燃料および船・機用品の輸出。

(ハ) とくに除いたもの；漁場から直接に入港したマラヤおよびサラワク船から陸揚げされた魚、撮影された映画用フィルム。

ブルネイについては、このEの説明とAの定義は一致している。原資料では、輸入に通貨、金などが含まれているが、SITC Revised ではこれは除外品目となっているので、当然A、E両方ともこれを含んでいない。

結局、ブルネイについてはAとEの相違はまるめの誤差の範囲内にあるので(Section 9 でわずか3ブルネイ・ドルの原本ミス処理については明らかでないが)、両者は一致していると考えてよいだろう。

ま と め

以上の検討からAとEのくい違いの生じた原因とそれに該当する国をまとめてみると次のとおりである。

(1) 定義の差によるもの；ビルマ、サラワク、セイロン、サバ。

(2) まるめの誤差だけのもの；ブルネイ、ラオス、ベトナム。

(3) 原因不明のもの；カンボジア。

(4) Eでの原本の不統一の処理が不明のもの；サバ、ベトナム、カンボジア、ビルマ、ブルネイ、セイロン。ただし、(2)のまるめの誤差はすべての国について当然生じているものである。

また、(4)がA、Eのくい違いの生じている原因の一つであるかどうかについては、現在明らかにすることはできない。しかしながら、この点を明らかにしておくことは、まえがきにも述べたように、われわれにとっては必要なことである。したがって、われわれはECAFEに直接問い合わせ、上記(4)に該当する6カ国についての原本処理の事情を明らかにしたいと考えている。(統計部)